米沢クリーンセンター解体工事
条件明示書

1　積算条件明示

明示項目	明示事項
石綿含有の事前調査	・アスベスト含有仕上一覧表備考欄に表記した木毛板下地部分は、受注者が再度調査すること。 ・フランジパッキン及び配管保温材については、みなし処分を行うものとして計上している。
PCB含有機器類	・三相二相変圧器１台にＰＣＢが含有されていることから、発注者が処分するものとする。 ・高圧コンデンサ２台は工事において、受注者による検査費用を計上している。 ・上記コンデンサの処分については、含有していなければ工事において処分し、含有していれば、本工事とは別に本組合で処分することを想定している。 ・含有がある機器において、処分するまでの保管については、米沢クリーンセンター敷地内での保管を想定している。
交通安全管理に関する特記事項	・令和８年７月頃から令和９年５月頃まで、米沢市が管理棟に物品を搬入することから、物品搬入車両と工事車両の安全を確保するため、別途交通誘導員の費用を計上すること。
躯体解体の高さについて	・独立基礎底版とし、水槽部分は中間地中梁下端とする。また水槽底版に水抜き穴確保のこと。 ・基礎杭は残置とする。
不要物品の処分	・施設内の不要物品の処分費用を計上すること。なお、概算として、４ｔトラック４台分を想定している。

2　現場条件明示

明示項目	明示事項
工事用水	・工事に支障がない限り、構内既存施設の水道管から工事用水を利用できるものとする。（有償利用）
管理棟について	・残置する管理棟については、令和７年１０月より米沢市による改修工事を予定していることから、作業通路などを調整し確保するものとする。
部分引渡し	・管理棟及び車庫については、令和８年３月末に部分引渡しを行うものとする。

	・整地及びアスファルト復旧工事を除いた部分については、令和９年３月末に部分引渡しを行うものとする。
内容物の取扱いについて	・米沢クリーンセンター施設内の重油・薬品及び汚泥は発注者がすでに撤去済みであるが、配管等に一部滞留している可能性があることから、作業の際には細心の注意を払うこと。
その他	・工事にあたっては、本組合が指定する書類の提出のほか、必要に応じて官公署への届出を行うものとする。 ・本仕様書は、基本的事項を定めたものであるため、工事の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において施工するものとする。 ・疑義が生じた場合は、受発注者間の協議によるものとする。